

認定こども園に係る処遇改善Ⅱの研修の取扱いについて

1. 実施主体

- ① 都道府県・市区町村
- ② 認定こども園関係団体・幼稚園関係団体
- ③ 大学等(大学、指定教員養成機関、その他免許状更新講習・免許法認定講習開設者等)
- ④ その他都道府県が適当と認める者

(※) 園内で実施する研修についても、学識経験者、幼児教育担当指導主事や地方公共団体が委嘱する幼児教育アドバイザーなど、乳幼児期における教育及び保育に関する専門的知識又は技能を有する園外の者の訪問支援を活用して実施する場合など一定の要件の下、認める予定。

2. 研修内容

- 認定こども園職員の研修は、これまでも様々な主体により多種多様な研修が提供されてきた実績があることから、原則としては1. に示した実施主体が実施する研修であって、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえた教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたものを幅広く認める予定であり、都道府県が個別の研修についてあらかじめ認定等を行うことは不要。
 - 1. に示した実施主体が実施する研修が幅広く対象となることから、例えば、下記のような各種研修も対象となる予定(※)。
 - ・ 保育士等キャリアアップ研修(「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(雇児保発0401第1号平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)に基づき実施される研修をいう。)
 - ・ 経験年数に着目した研修(例:3年目研修、5年目研修、10年目研修など)
 - ・ 園内での役割に着目した研修(例:主任研修、リーダー保育教諭研修など)
 - ・ 広く一般教員を対象とした公募型の研修
 - ・ 免許状更新講習
 - ・ 免許法認定講習(例:一種免許状への上進を行う場合など)
- (※) 上記の記載のとおり、各種研修を対象とする予定であるため、都道府県の判断で特定の種類の研修のみの受講を求めることのないよう留意すること。
- 一方、「副主幹保育教諭」(これに相当する職員を含む。以下同じ。)については、将来的に園長・副園長・教頭等として園の管理・経営に携わることも考えられることから、一定時間のマネジメント分野に関する研修(※)の受講を必須とする予定。

(※) カリキュラムマネジメント、組織マネジメント、他機関との連携、リーダーシップ、人材育成・研修、働きやすい環境作りなど、自園の円滑な運営と教育・保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身につけるために必要な研修をいう。

- 各職員が現在及び将来の職務内容（就く可能性のある場合を含む。）に関連する内容の研修を受講することとなるよう、各園で適切な配慮を行うことが望まれる。

（注） 現在、満3歳未満の園児の保育にのみ従事する職員など、1号認定の園児のみ、あるいは2・3号認定の園児のみ担当する職員についても、人事のローテーションで1号と2・3号の双方を担当する可能性があるため、例えば以下のような対応をとることが望ましい。

- ・ 3号認定の園児の保育を行う施設において「副主幹保育教諭」及び「専門リーダー」になる場合、必要に応じて「乳児保育」の分野の研修を受講すること。

3. 所要時間数

所要時間については以下のとおりとする予定。

- 「副主幹保育教諭」及び「専門リーダー」については合計60時間以上（「副主幹保育教諭」については、マネジメント分野に関する研修を15時間以上含む。）
- 「職務分野別リーダー」及び「若手リーダー」については合計15時間以上

4. 研修受講歴の管理

- 研修の受講歴については、認定こども園職員個人が管理することを基本とする予定。